

野洲すみれ苑 入所利用料金表

令和8年8月～

ユニット型個室Ⅱ 介護度			単位	1割	2割	3割	
要介護1			876	889	1,777	2,665	円
要介護2			952	966	1,931	2,896	円
要介護3			1,018	1,033	2,065	3,097	円
要介護4			1,077	1,092	2,184	3,276	円
要介護5			1,130	1,146	2,292	3,438	円
加算項目			単位	1割	2割	3割	
初期加算Ⅰ・Ⅱ	日	Ⅰ)	60	61	122	183	円
	日	Ⅱ)	30	31	61	92	円
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・Ⅱ	日	Ⅰ)	258	262	524	785	円
	日	Ⅱ)	200	203	406	609	円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・Ⅱ	日	Ⅰ)	240	244	487	730	円
	日	Ⅱ)	120	122	244	365	円
経口移行加算	日		28	29	57	85	円
経口維持加算Ⅰ・Ⅱ	月	Ⅰ)	400	406	812	1,217	円
		Ⅱ)	100	102	203	305	円
栄養マネジメント強化加算	日		11	12	23	34	円
療養食加算	回		6	6	12	18	円
口腔衛生管理加算Ⅰ・Ⅱ	月	Ⅰ)	90	92	183	274	円
	月	Ⅱ)	110	112	223	335	円
夜勤体制加算	日		24	25	49	73	円
外泊時費用	日		362	367	734	1,101	円
所定疾患施設療養費Ⅰ・Ⅱ	日	Ⅰ)	239	243	485	727	円
		Ⅱ)	480	487	974	1,461	円
若年性認知症入所者受入加算	日		120	122	244	365	円
協力医療機関連携加算	月		100	102	203	305	円
入所前後訪問指導加算Ⅰ・Ⅱ	回	Ⅰ)	450	457	913	1,369	円
		Ⅱ)	480	487	974	1,461	円
試行的退所時指導加算	月		400	406	812	1,217	円
退所時情報提供加算Ⅰ・Ⅱ	回	Ⅰ)	500	507	1,014	1,521	円
	回	Ⅱ)	250	254	507	761	円
退所時栄養情報連携加算			70	71	142	709	円
入退所前連携加算Ⅰ・Ⅱ	回	Ⅰ)	600	609	1,217	1,826	円
	回	Ⅱ)	400	406	812	1,217	円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ・Ⅱ	月	Ⅰ)	53	54	108	162	円
	月	Ⅱ)	33	34	67	101	円
ターミナルケア加算	期間により変動		72	73	146	219	円
			160	163	325	487	円
			910	923	1,846	2,769	円
			1,900	1,927	3,854	5,780	円
安全対策体制加算	回		20	21	41	61	円
科学的介護推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	月	Ⅰ)	40	41	81	122	円
		Ⅱ)	60	61	122	183	円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・Ⅱ	日	Ⅰ・Ⅱ)	51	52	104	156	円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・Ⅱ	月	Ⅰ)	10	11	21	31	円
		Ⅱ)	5	5	10	15	円
新興感染症等施設療養費	月		240	244	487	730	円
生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	月	Ⅰ)	100	102	203	305	円
		Ⅱ)	10	11	21	31	円
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	日	Ⅰ)	22	23	45	67	円
		Ⅱ)	18	19	37	55	円
		Ⅲ)	6	6	12	18	円
介護職員等処遇改善加算ⅠⅠ・ⅠⅡ・ⅡⅠ・ⅡⅡ・Ⅲ・Ⅳ			-				

野洲市 地域区分 7級地 区分【10.14円】

食費及び居住費 ※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は限度額の範囲になります。

利用者負担段階	食費(円/日)	居住費(円/日)	
第 1 段階	300	880	
第 2 段階	390	880	
第 3 段階①	680	1,370	
第 3 段階②	1,420	1,470	
第 4 段階	1,650	2,400	内訳 2,066 ※1 個室料 344

※1 ユニット型個室基準費用額

その他のサービス

行事参加費	実費負担	
電気製品使用料	1品1日	55円(税込)
コピー代	A4用紙1枚	10円(税込)

サービス外の利用費

洗濯委託料： 実費負担	理美容費： 実費負担
-------------	------------

加算項目	内容
初期加算Ⅰ・Ⅱ	入所日より30日以内の期間に、Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・Ⅱ	入所日から3月以内に20分以上の集中的な個別リハビリテーションを実施した場合にⅠ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・Ⅱ	認知症の入所者に対して入所日から3月以内に20分以上の集中的な個別リハビリテーションを実施した場合に週3回を限度として、Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
経口移行加算	経口により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成し、それに従い管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に算定
経口維持加算Ⅰ・Ⅱ	現に経口より食事を摂取している入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに従い管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
栄養マネジメント強化加算	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に伴い、食事の観察を週3回以上行い栄養状態・嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施する場合に算定
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に算定 ※1日につき3回を限度
口腔衛生管理加算Ⅰ・Ⅱ	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合等にⅠ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
夜勤体制加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして算定
外泊時費用	外泊を行った場合1月に6日を限度として算定(外泊の初日及び最終日は算定不可)
所定疾患施設療養費Ⅰ・Ⅱ	肺炎、尿路感染症、抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする带状疱疹の者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定めている場合に算定
協力医療機関連携加算	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築し、入所者の現病歴等の情報共有を定期的に行う場合に算定
入所前後訪問指導加算Ⅰ・Ⅱ	入所が1月を超えると見込まれる者の入所予定日30日以内又は入所後7日以内に退所後の居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定を行った場合、Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
試行的退所時指導加算	退所が見込まれ入所期間が1月を超える入所者に対し試行的に退所する場合において、退所後の療養上の指導を行った場合に算定
退所時情報提供加算Ⅰ・Ⅱ	退所後、居宅、もしくは医療機関へ退所し、主治医に診療状況を示す文書により情報提供をした場合、Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
退所時栄養情報連携加算	入所者の栄養管理に関する情報について、他の介護保健施設や医療機関等に提供する場合に算定
入退所前連携加算Ⅰ・Ⅱ	入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合等にⅠ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ・Ⅱ	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合にⅠ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
ターミナルケア加算	医師、看護師、介護職員等が共同して入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われている場合に算定
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定
科学的介護推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等基本的な情報を厚生労働省に提出している場合Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・Ⅱ	厚生労働大臣定める基準に適合しているものとして算定
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・Ⅱ	新興感染症をはじめ一般的な感染症の発症時に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携を構築している場合Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ感染者に対し、適切な感性対策を行った上で、サービスを行った場合に算定
生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	介護現場における生産性を資する取組として介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入している場合にⅠ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	介護福祉士80%以上配置又は勤続10年以上介護福祉士35%以上のいずれかに該当する場合に算定
	介護福祉士が60%以上配置されている場合に算定
	介護福祉士50%以上又は常勤職員75%以上又は勤続7年以上30%以上のいずれかに該当する場合に算定
介護職員処遇改善加算Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ・Ⅲ・Ⅳ	所定単位数による